

選挙運動の公平と運動費用の軽減などのため、選挙運動には、さまざまなルールが決められています。また、立候補届出前は一切の選挙運動が禁止されています。

戸別訪問の禁止

選挙運動のために、有権者の家などを訪問することは禁止されています。



署名運動の禁止

選挙に関して、特定の人に投票するように、または投票しないようにという目的で、選挙人に対して署名運動をすることはできません。



気勢を張る行為の禁止

選挙運動のため自動車を連ねるなど、気勢を張る行為をすることはできません。



飲食物の提供の禁止

すべての人について飲食物の提供が禁止されています。第三者が候補者や選挙運動員を激励するために、いわゆる陣中見舞いなどの形で飲食物を提供することも違反になります。

ただし、湯茶やお茶うけ程度の菓子を提供したり、候補者が選挙運動員や選挙運動に使用する労務者に、定められた数と金額の範囲内で弁当を出すことはできます。

